

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 23 年 4 月 28 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 3 時 21 分
出席委員名	○吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春 中川幸久 浜口和久 工村一三 佐之井久紀 中村豊治 宿 典泰議長
欠席委員名	◎長岡敏彦
署名者	野口佳子 黒木騎代春
担当書記	津村将彦
審議議案	継続調査案件 防災対策に関する事項 継続調査案件 ふるさと未来づくりに関する事項 委員長の辞任について 委員長の選出について
説明者	総務部長 総務部参事 総務課長 広報広聴課長 情報戦略局長 環境生活部長 市民交流課長 二見総合支所長 小俣総合支所長 二見総合支所長 消防次長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

吉井副委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

継続調査案件の討議に先立ち、「防災行政無線管理運用」及び「ケーブルテレビ加入補助金および御菌地区防災システム」の 2 件について、報告を受けた。

次に、改めて「防災対策に関する事項」について討議が行われ、当委員会として「風水害及び震災に係る予防」についてをテーマとし、次回は地域防災計画のうち当該テ

マ部分について、当局から説明を受けることと決定した。

引き続き、「ふるさと未来づくりに関する事項」について、当局から現状や課題等について説明を受け、次回、討議の進め方等を協議することと決定した。

その後、休憩中に委員協議会を開会し、「協働に関する基本ルール」について、当局から報告があり、質疑が行われ、委員協議会を閉会した。

休憩を解いた後、委員長辞任の申し出があったことを受けて、これを許可することと決定し、新たに佐之井久紀委員を委員会の互選により選出し、委員会を閉会した。

開会 午後1時00分

◎吉井詩子副委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

長岡委員長が病気のため欠席していますので、私がかわって委員長の職務を行います。よろしく願いいたします。

本日の出席者は、8名でありますので、会議は成立いたしております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を副委員長において指名いたします。会議録署名者に、野口委員、黒木委員のご兩名を指名いたします。

本日、御協議願います案件は、去る3月17日に議決をされました、休会中における当委員会の継続調査案件、「防災対策に関する事項」及び「ふるさと未来づくりに関する事項」の2件であります。

【防災対策に関する事項について】

◎吉井詩子副委員長

はじめに、「防災対策に関する事項」を議題といたします。

協議に先立ち、「防災行政無線管理運用」及び「ケーブルテレビ加入補助金および御菌地区防災システム」の2件について、当局から報告を願うことにいたします。お願いいたします。

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

それでは合併調整に伴う、「防災行政無線管理運用」につきまして、御説明いたします。

これまで当委員協議会で本件につきまして、防災行政無線の新たな整備内容や、既存アナログ戸別受信機及び御菌ケーブル防災システムの廃止に関し、御説明をさせていただきました。

今年2月2日の当委員協議会では、既存アナログ戸別受信機及び御菌ケーブルテレビ防災システムの廃止に関し、御協議をいただきました。

その後、本件につきまして各地域審議会でご審議いただき、御意見をいただきましたので、意見内容の御報告と市の考えを御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

1番、防災行政無線一元・デジタル化整備概要でございます。

このことにつきましては、2月2日にも御説明いたしましたので詳細は省略させていただきます。

デジタル親局1局、遠隔制御装置4基、中継局1基、再送信子局1基、屋外拡声子局247基。新しい整備機能といたしまして、防災メール、エリアメール、電話自動応答、ファクス自動送信、市ホームページ自動掲示、ケーブルテレビL字自動放送、ケーブルテレビ緊急地震速報端末機への情報提供などがございます。

工期といたしまして、平成22年度より平成25年度末を予定といたしております。

続きまして各地域審議会からの意見を御説明いたします。なお、意見書コピーを別紙3ページから6ページに添付をいたしております。

説明いたします。防災行政無線管理運用として周波数の統合により、放送の一元デジタル化、既存戸別受信機及びケーブルテレビ防災システムの運用期間と廃止について、各地域審議会から御意見をいただきました。

まず、伊勢地区地域審議会の御意見は、「防災行政無線管理運用については妥当であるが、防災行政無線を利用し、自治会の情報伝達手段をなくすことになることから、自治会独自の放送設備に対する助成制度の検討を提案するよう。」との御意見でございました。

続きまして二見地区地域審議会の御意見は、「1点目、防災行政無線放送は聞こえない地区がなくなるよう整備をしてほしい。2点目、防災行政無線は災害時要援護者に配慮した機能整備をしてほしい。3点目、戸別受信機廃止及び新機能の十分な周知を行うこと。」の御意見でした。

続きまして、小俣地区地域審議会の御意見は、「既存戸別受信機を使用し、各自治区の情報伝達を行っている状況から、廃止に伴い、何らかの放送設備の保障か、放送設備の整備に関する支援制度を創設してほしい。」との御意見でございました。

続きまして、御園地区地域審議会の意見は、「1点目、新たな防災行政無線の機能及び利用方法を、広く住民へ周知すること。2点目、ケーブルテレビ防災システム廃止後、引き続きケーブルテレビを視聴する場合、ケーブルテレビ事業者と契約締結、視聴料の負担などが必要となることから、ケーブルテレビ防災システム廃止時に混乱が生じないように、加入者へ周知徹底を図ること。」

以上が各地域審議会からの御意見でございました。

続きまして3、今後の方針でございます。

結論からでございますが、防災行政無線のデジタル化に伴い、既存アナログ戸別受信機の使用ができなくなりますが、新たなデジタル戸別受信機の導入には多額の費用が必要となることから、全世帯への配置は行わず、放送内容が確認できる機能の整備や難聴地域のラップ設備の増設を行います。

また御園ケーブルテレビ防災システムも同様に廃止となります。

なお、御園ケーブルテレビ防災システムが平成25年度末で終了の考えであり、御園地

区の方で、引き続きケーブルテレビを視聴される場合は、アイティービーに加入手続きを行い、御園地区以外の伊勢地域と同額のケーブルテレビ視聴料が必要となります。手続き等、おおむね1年ぐらい前に説明会が行われる予定でございます。

続きまして3、廃止時期でございます。

旧伊勢市地域のアナログ戸別受信機は平成24年度中に廃止。二見・小俣のアナログ戸別受信機は平成25年末に廃止。御園町ケーブルテレビ防災システムは平成25年度末の予定でございます。

なお、各地域審議会の意見を踏まえまして、防災行政無線とは別として、自治会放送施設整備の支援制度の検討を行って参りたいと考えております。

また、デジタル防災行政無線の新たな機能と利用方法の周知を行なってまいります。

以上、合併調整に伴う「防災行政無線管理運用」について、御説明でございました。よろしく御協議を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

◎吉井詩子副委員長

広報広聴課長。

●須崎充博広報広聴課長

それでは「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金および御園地区防災システム」についてですが、御園地区において、ケーブルテレビ防災システムが防災行政無線の個別受信機の役割を果たしていることから、関連がありますので引き続き御説明申し上げます。

それでは資料1-2の1ページを御覧ください。

伊勢市ケーブルテレビ加入補助金の概要については、ケーブルテレビに新たに加入した者に対して、その加入に要する経費の一部を負担するもので、本市におけるケーブルテレビの加入を促進し、市民への市政情報の提供の充実及び地域情報化の推進を図ることを目的とし、合併後の平成17年11月1日から施行されており、今年度で7年目になります。

この補助金を廃止する素案については、去る2月2日の総務政策委員協議会で御協議いただいた後、各地域審議会にて御審議いただきました。

その結果、伊勢地区、二見地区、小俣地区の各地域審議会からは「特に意見なし」で、御園地区の地域審議会からは「新たにケーブルテレビへ加入しようとする方の負担増や、引き続きケーブルテレビを視聴しようとする方に対して、ケーブル会社との契約締結方法や視聴料の負担についての市民周知を徹底すること。」との御意見をいただきました。

また、1ヵ月あたりの補助金の交付件数ですが、平成19年度をピークに減少傾向にあり、新規加入者は頭打ちとなっており、今年7月24月の地デジ完全移行後については、新規加入者の大きな伸びは期待できないと考えております。

今後の方針ですが、各地域審議会からの意見についても、市民への周知徹底以外は特に無く、市内全体の加入率の格差も是正され、「みんなのまちの計画」におけるケーブルテレビ加入率の、平成24年度目標値60パーセントも既に超えておることから、当初の目的は達成されたと考え、ケーブルテレビ加入補助金については平成23年度をもって廃

止したいと考えております。

また、補助金の最終申し込み期限につきましては、市民の皆様にも周知徹底される期間も加味し、平成 23 年 10 月末とし、12 月末までに工事を完了されたものを対象とする予定です。

ただし、御園地域のケーブルシステムについては、防災システムとして使用するため、御園地域におけるケーブルテレビ加入経費や回線使用料等については、平成 26 年 3 月末までは、伊勢市が負担することとなります。

また、平成 26 年 4 月 1 日からは、ケーブルテレビ加入経費、視聴料については市内全域で統一されて、御園地域についても一般視聴料 735 円が必要となります。

なお、アナログテレビ放送については今年 7 月 24 日で終了いたしますが、アイティービーさんからの情報によりますと、地上デジタル放送の受信環境が整備されていないご家庭のために、7 月 24 日以降についても、地上デジタル放送をアナログ方式に変換し、各家庭に暫定的に提供するサービス、「地デジ変換」と申しますが、それを実施することとなりました。

このことにより、ケーブルテレビにご加入のお家では平成 27 年 3 月 31 日まで、アナログテレビでテレビを見ることが出来ることとなります。参考までに、御報告いたします。

また、資料の 2 ページから 5 ページにつきましては、各地域審議会からの意見書の写しを添付させていただきましたので、御参照ください。

以上、「伊勢市ケーブルテレビ加入補助金および御園地区防災システム」について御説明いたしました。何卒御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎吉井詩子副委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま、報告のありました「防災行政無線管理運用」及び「ケーブルテレビ加入補助金および御園地区防災システム」について、何か御発言はありますでしょうか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

すみません。防災行政無線について、ちょっとお伺いしたいんですけど、自治会独自の放送設備についての補助を今後は考えてみえるという御説明でしたけれども、具体的にはどのような内容になっていくんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

具体的な内容までは、今は考えておりません。ただ、考えられる方法といたしまして

は、自治会の例えば公民館から、コミュニティセンターから、操作卓を置きまして、各場所に設置しましたラップからの放送、そういうものが考えられます。以上です。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。それは今の御説明ですと新たに、新規に造るところに対してはそういう助成をしていくということが考えられるだろうということだと思いますけれども、今ですね、そういう自治会独自でそういう設備を持ってるというようなやり方のとこでの、その設備の更新とか、そんなようなとこでのバランスというのにも必要になってきませんか。その点についてのちょっと考えを教えてほしいんですけど。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

現在、放送設備を持っている自治会はございます。その設備の設置につきましては、旧自治会での補助、それと宝くじの助成を受けての設置、そういうものがございます。

そういうことですので、それ以外の地域につきまして、補助制度を考えていくと、そういうこととなると思います。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それではもう1点、その、この地域審議会からの意見の中で、小俣地域については今までの経過でですね、自衛隊のヘリコプターの音との関係で、屋内受信機ていうような経過もあったということなんですけれども、これがなくなった場合にですね、実際的にその外のラップに一元化していく中で、そういう聞こえないというようなことっていうのは技術的に起こりえないのかどうか、そのへんはどんなんですんやろか。そのへんは関係ないですか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

外付けのラップですので、例えば窓を閉め切った時点での大風、大雨、そういう時には聞こえない可能性はあろうかと思います。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

特にこの防災行政無線ということなんで、そういう時に大事になってくるといふ観点があると思いますんで、そういう時には航空機も飛ばないということもあるかも分かりませんが、あんまり、すみません。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

今回、補助制度を考えさせていただく対象としましては、防災行政無線という意味ではございません。防災行政無線は防災行政無線で、市のほうが設置をさせていただきます。

それで今現在、自治会放送として使っている設備に対して、防災行政無線を利用しとるといふ、そういう観点で、その戸別受信機から今現在、放送が流れているわけですけど、その戸別受信機を廃止するということ、今回の自治会放送を目的とした放送設備を考えさせていただかないかなと思っております。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。

そしたら、もう1つのケーブルのことについて、教えてほしいんですけど、現在の時点の旧自治体別の普及率っていうんですか、それだけ教えていただけますか。

◎吉井詩子副委員長

広報広聴課長。

●須崎充博広報広聴課長

加入率でございますが、旧伊勢地域が59.8パーセント、二見地域が67パーセント、小俣地域が55パーセント、御園地域につきましては100パーセント入っておるといふ前提であります、一部ですね、未加入のところもあるとは伺っておりますが、ほぼ100ということで、で、平均が62.3パーセントとなっております。

○黒木騎代春委員

はい、ありがとうございました。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

はい、工村委員。

○工村一三委員

先程の黒木さんのご質問の2番目の件に関連してなんですけど、ちょっと私、理解できなかったところがありますんで、再度お聞きしたいと思います。

今後の方針の中で、放送内容が確認できる新たな機能の整備と、それはあくまでも自治体が放送するものじゃなしに、防災の行政無線という考え方の上でですね、この放送内容が確認できる新たな機能の整備というのは、どういう内容になるのか。

特に先程、小俣の話が出ましたけど、各部屋防音ということで、ガラスを閉め切ると全く聞こえないということもありますし、また地域によってはラップの数を増やしても聞こえないようなところも出てくるんじゃないかというような気もしますので、この放送内容が確認できる新たな機能の整備と、この意味を少し、内容を教えていただきたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず、新たな機能の整備の前に、放送ラップの放送が聞こえない地域も今、現段階でございます。まずそこへ新たなラップを増設をしたいと考えております。今の計画では、全市内で82基のラップの設備を増設したいと考えております。

また、実際やってみて聞こえないというような所があるかも知れませんが、その時はその時で増設の対応をさせていただきたいなと思っております。

続きまして、新しい整備機能でございますけど、まず項目から申し上げます。防災メール、それとエリアメール、電話自動応答、それからファクスの自動送信、あと市のホームページの自動掲示や、ケーブルテレビのL字放送の自動掲示、それからこれは将来的にですけど、ケーブルテレビ、アイティービーさんの緊急地震速報の端末へ防災行政無線の放送を流す、そういうような機能でございます。

防災メールにつきましては、登録が必要ではございますが、個人の携帯電話へ防災行政無線の放送を配信するというものでございます。今現在、約1,500人の登録を超えたところでございます。

続いてエリアメール、これにつきましては、無登録でございます。防災行政無線の緊急放送を今、サービスはNTTドコモだけでございますけど、そのユーザーの対応機種に対して、防災行政無線の放送を配信すると、そういうものでございます。これは目的としましては、1つ大きな目的としましては、観光客対策も考えております。

それと電話の自動応答でございますけど、防災行政無線が聞こえなかったというよう
なところに気付かれますと、家の電話から決められました電話番号へ電話していただき
ますと、機械音で「ただいまの防災行政無線の放送は、これこれしかじかでした。」とい
うような、そういうものでございます。

それとファクス自動送信は、登録しておきますと防災行政無線の放送がファクスで流
れてくるということです。

あとホームページとかL字放送は御存知のとおりでございます。以上です。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

まだまだ登録の数も少ないと思いますので、これから広報のほうを引き続きよろしく
お願いしたいと思います。終わります。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

はい、浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、先程の工村さんの質問の中で1点だけなんですけど、防災行政無線の内
容が聞こえにくかった場合、というふうな形の中で、電話自動応答というのがあるとい
うことなんですけど、防災行政無線が、何か鳴っているなどでも聞こえる人は電話をする
ことができますけど、それすら聞こえないっていう人はどうするんですか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

現在もそういう地区もございます。そういう地区に関しましては、そのラッパ放送の
増設を考えております。以上です。

○浜口和久委員

まあ、それしかないんやろな。分かりました、結構です。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

はい、中村委員。

○中村豊治委員

1-1の資料なんですけれど、この防災行政無線管理運用についてですね、2番の各地域の審議会からの意見とですね、3番の今後の方針の中でですね、全てこの3番の今後の方針の中で2番の意見については全て網羅できているという具合に判断してよろしいわけでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず、二見のですね、防災行政無線は災害時要援護者に配慮した整備機能としてほしいというところが1つ。それと、小俣町さんの、何らかの放送設備の補償か、というような部分、ここが少し気になっております。

まず二見地区の、災害時要援護者に配慮した整備機能ということでございますけど、いろんな災害時要援護者の方がございます。そういう方に全て、今回の整備した防災行政無線でその緊急情報が伝わるかというものではございません。そこが1点。

それと小俣町さんの、放送設備の補償ということになりますと、今度、新たに創設する支援制度が100パーセントというようなことにも聞こえてまいりまして、その点は今、結論は出しておりません。以上です。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

この意見の内容に対してですね、最後まで結論を出すというお考えはあるわけでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

はい、今回の地域審議会の終わりにあたりまして、意見書に対する答え、こういうものを出さしていただいておりますので、それで終了というふうに考えております。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

地域の方がそれで納得するんであればですね、いいと思うんですけども、そういう判断でよろしいわけですか。

◎吉井詩子副委員長
総務部参事。

●中村龍平総務部参事

ただいま、小俣町さんのほうからですね、今度、地元のほうへ説明をしに来てほしいという要請がございまして、そちらのほうへ説明をさせてもらいに行く予定は立てております。以上です。

◎吉井詩子副委員長
中村委員。

○中村豊治委員

前回は確認させていただいたんですけど、この防災無線のB2基をですね、新しく設置をしていくということで、その電波調査結果ということに基づいて、新しくB2基を付けたという、付けるんだと、こういうぐあいにお話をいただいておりますけれども、具体的にですね、どういう地域へこのB2基を付けておるんですか。もう1回ちょっと、確認したいんですけども。

◎吉井詩子副委員長
総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず電波の伝播調査というのは、大きな意味、どの地区へ電波が到達するだろうかという調査を行っております。

例えば聞こえにくいであろうと思われる矢持地域、それとか高麗広地域、それから二見の松下地域と、そういうところには電波が届くんであるかというような内容で伝播調査を行っております。

それ以外の地域につきましては、もう実際届いているという実績もございまして、その地域につきましては、机上でございまして、放送設備、つまりラップ設備を利用して、この可聴域というのがあります。その可聴域をその机上でですね、区域を重ねていて、その区域に漏れた所を新たに増設すると、そういうものでございます。

◎吉井詩子副委員長
中村委員。

○中村豊治委員

また具体的にですね、どういう地域に付けていくんだということについては、後で結構ですので、教えていただきたいと思います。

それからもう1点確認したいのは、これからいろいろ議員間の討論をやられると思うんですけども、この铁塔のですね、強度の問題とかそういうことについては、問題ないわけですかね。トランペットの。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

铁塔のほうにつきましては、強度のほうの計算はなされております。今おっしゃられるのは、風水害、また地震、津波というようなところのご指摘かと思います。そういうところでは強度計算はなされております。

○中村豊治委員

ちょっと具体的にどういう状況なんかちょっと教えてください。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

強度的に。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

今ちょっと資料をお持ちしておりませんので、後ほど資料を提供させてもらってもよろしいでしょうか。

○中村豊治委員

結構ですので、はい。ありがとうございます。

◎吉井詩子副委員長

それでは、ただいまご要望のありました資料の提供をよろしくお願いいたします。

他に御発言はございませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

この防災メールを1,500人、今のところ登録されたと聞きましたんですけども、まだまだ携帯を持ってみえる方がたくさんいらっしゃいますので、そのへんのところにも皆さんに周知していかれるんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

周知をさせていただきます。これまでですね、4月1日からこれまで1,500件、登録をしていただきました。ただ、その登録をさせていただくのは、目標としては私ども、もっと高い目標を持っております。

それが1点と、携帯をお持ちでない方という方もたくさんおられますので、自宅のほうの電話、またはファクス、そちらからも確認できます、ということも十分周知をさせていただこうと思っております。

○野口佳子委員

ありがとうございました。よろしく願います。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか、はい。

では、ないようですので、報告案件につきましては、以上で終わります。

それでは、改めまして「防災対策に関する事項」につきまして、御協議願います。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災においては、東北地方沿岸部を中心に大きな打撃を受け、死者・行方不明者の数は2万人を超えるという、未曾有の大災害となってしまいました。

この大震災で、私たちは地震の恐ろしさ、そして津波の恐ろしさを改めて思い知らされたところでございますが、当地域におきましても、東海、南海、東南海のそれぞれの地震が、もういつ起こっても不思議ではないと言われております。

そして、これらの地震が連動して起こった場合は、今回の大震災に匹敵するような長く強い揺れが当地域を襲い、また大津波が太平洋沿岸一帯に襲来すると想定されています。

このような中で、当委員会といたしまして、休会中の継続調査事項として防災対策に関する事項をお決めいただいたわけでございますが、一口に防災対策と申しましても、その内容は非常に多岐に渡っておりますことから、協議の進め方につきましては、いろ

いろな方法があろうかと思います。

そこで今日は、協議の初回ということで、まず当委員会といたしまして、どのように進めていくのか、何を何時までにどうするのかというような、年間計画と言いますか、基本方針的なことにつきまして、御協議願いたいと思います。

これにつきまして、委員の皆さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。御発言はありませんでしょうか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

皆さん方もお考えあると思いますけど、今回の震災については、その起こった当初、こういうテーマでやっていこうということにはなりましたけれども、時を追うごとにですね、その規模とその被害状況というんですか、及ぼす影響の大きさがっていうのは想像以上のものがあります。

そういう意味では、今後そのいろんな防災や震災に対する対応の基準というの、想像以上に変わってくる可能性もあると思うんですわ。

そういう意味で、国や県やそういう対応もやっぱり見ていかなあかんという面もあるんで、今どうするかっていうことの結論というのなかなか、それとの兼ね合いで難しい面もあるんで、とにかく伊勢の現状がですな、今回の震災を考えた場合どうなのかっていう現状把握をそれぞれやるというようなことから始めていくっていうことにしたらどうなんですかね。

それと当局側に質問してもよろしいですか。

◎吉井詩子副委員長

はい、どうぞ。

○黒木騎代春委員

すみません。今回のその被害の中で、今までなかった問題として原発のですね、被害というのがあるわけなんです。影響が。

で、伊勢市はもちろんですけども、三重県内には幸いなことに原子力発電所がないわけで、この防災計画の中にも原子力に関する記述は入れなくてもいいということになっるとということもあるんかも分かりませんが、ないわけです。

ところが他の県や他の自治体では、やっぱり今回の事態を見ますとですね、その想定以上の被害の範囲が広がるということもあって、自らの県の中にならぬからということで考えなくてもよいていうことではないと思うんですわ。

そのへんについては、今の状況としてはどんなふうに考えてみえるんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

今、黒木委員さんがおっしゃられましたように、今回の福島原発、これについても想定外の、ということで被害が起きたというふうに報道をされております。

想定外の被害という言葉で覆い隠すというようなことでは、いけないかということは認識をしております。

そこで国、または県のこの想定外というこの被害、震災のことが見直されるとは聞いております。そういうことの見直しがあり、また我が三重県においてもその原発対策の必要性が、対応が必要であると、対策が必要であるというようなことになりました場合には、積極的に見直させていただきたいと思っております。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。今回の原発の被害については、私は想定外じゃなしに人災だというふうに言われてますんで、そのへんは違うと思うんですけども、そういうこともありますもんで、そういう原子力の被害に対する対応なんかも考えてかないかんで、どうあるべきかということも含めて、テーマに入れていっしょに考えていったらどうかなっていうふうに思います。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これ今言いましたようにその、わけもねえ広い、防災というところ、防災計画こんだけ1冊あります。

それで昨日から中央防災会議、国ですね。いわゆる防災計画の見直しというのを大きく出してます。

そうすると、県の地域防災計画はそれを受けた形で、時期が何時ごろになるんかちょっとよく分かりませんが、見直しが入ってくると思います。それとの整合性も図りつつということで、伊勢市の地域防災計画がですね、こうやってできとるわけですけど、これも大きく見直さんならんところが出てくるんやないかいなと思いますし、ご案内のとおりこの防災計画、伊勢市の地域防災計画、防災会議がですね、風水害と震災、地震といわゆる2つに分けた形で作られておまして、それぞれに今、御報告があった例えば通信計画ですね、防災行政無線なりこの通信計画もそれぞれのところへみな計画が載っとるわけですわ。

むちゃくちゃ幅広いもんで、やっぱり委員会、黒木さん言われるようにこれ、所管事務調査でやろうとって決めた時とは、状況が非常に変わってまいりましたもんで、そ

こらへんはですな、どっから入っていくかという、原発の問題はちょっと私、こっちへ置いといて、どこから入っていくかということで非常に所管が幅広いもので、そこらへんを委員会で統一して決めていかんと、もう例えば避難所はどうや、備蓄がどうや、何々がどうや、堤防がどうやって、いろいろなことになってきますと、もうこれなかなかまとまりがつかんと思いますんで、そこらへんはですな、どうやる、委員会で皆でそのある程度の方向付けを、大きくくりな方向付けを決めていくということにしてかんといかんのと違うんかいなと思うんですけど。

◎吉井詩子副委員長

いかがでしょうか。

○佐之井久紀委員

それとやっぱり今、通信計画ですね。市民に周知する。或いは県との連絡というようなことがこの防災行政無線において使われてくるわけですが、これだけやなしに黒木委員から言われたように、今の伊勢市の防災計画の現状というのをですな、もうちょっとやっぱり専門的な当局の側からですね、私たちは情報を共有したいということも兼ねてですね、やっぱり御報告する機会を作ってほしいと思うんですけど。

そやないとちょっと分からんですな。無線は分かりました。無線はちょっと枝葉やもんでな。そこらへんをですな、中央防災会議、県防、地域防災計画、これどうせ来月ぐらいに地域防災計画、伊勢市も防災会議を開くんじゃないですか。そういうことになってくると、どこらへんを見直すんか、というようなことも出てくるかと思えますもんで。

どうやる。もういっぺんさな、通信計画はちょっと分かった。あとさ、例えば避難所とかさ。地震と風水害と避難所は違いますわな。だからそこらへんの現状掌握というのをやっぱりもうちょっとやらしてほしいですな。こんだけ幅広いと。というふうに思います。

◎吉井詩子副委員長

今、まず。

○佐之井久紀委員

まあ、次回からでもええし、今からでもいいわけですけど。

◎吉井詩子副委員長

今、現状把握するというための情報を共有するための協議の場にしてはどうかという意見が出たと思うんですが、それを本日から始めるのか、また次回から始めるのかっていうこともあると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

はい、中村委員。

○中村豊治委員

今、佐之井委員が言われましたようにですね、やっぱり地域の防災計画がまだ私どもも理解していない部分があるわけですよ、これは。だからそういう意味では、今一度その整理は当然やっていかないかんやろうと。

それから3月11日に発生した当時ですね、市役所の広報がいろんなところを回っておるんですけども、特に海岸線ですね。ところが市民の意識というのがほとんどないわけや。市民の意識付けの問題。

私どもも避難所へ避難せよということで、家族を非難させたわけなんやけど、行ってみたら20数人しかいないと。だけど子どもらは学校の3階に先生方が上げてですな、きちっと子どもらは先生方が管理しとるわけですよ。

だけどやっぱり地域住民の意識が非常に、市民の意識が低い。だから避難所へ避難していない。当時やっぱり干潮ですな、非常に水面も低かったわけですけども、やっぱりそれはですね、本当に市民の方のそういう意識付けも含めて、今一度その部分からこれは整理していかないかんような気がします、これは。地域防災計画を含めてですね。

それと言われましたようにこの、本当に避難所の状況があれでええんかどうかということで、言われるわけですけど、そういう避難所の見直しの問題。幅が広がってくるんですけども、海岸線の堤防の問題も含めて、二見地域が非常に低いということも前から言われております。

こういうふうなことも含めてですね、やっぱり我々は所管事務調査として、できればそういう3つぐらいのですね、テーマを持った形でやったらどうなのかなと。ひとつはやっぱり地域防災計画の見直しの問題、見直しというか勉強のし直しですな。それから市民の意識付けの問題、あとはそういう避難所の問題、社会資本の整備の問題と言ったらこれは非常に大きくなってくるんですけども、これは。それが一番大事やないかと思えますね、これはね。

◎吉井詩子副委員長

はい、工村委員。

○工村一三委員

実際、今、中村委員さんが言われましたように、私とこは二見地区で、特に私は今一色なんで、この間の時には非常に多くの方が避難されました。避難勧告という形でしたので、あれだったんですけど、留まられた方もいらっしゃいます。

避難場所も市が設定した小学校じゃなしに、コミュニティのほうにたくさん来たとか、二見地区、私も地振のほうにちょっとおっっている情報を掴んでおったんですけど、二見の中学校に逃げてけど、あそこが一番安全やということやったんですけど、実際、中学校に逃げてく人は、海へ向かって誰もいなかったんですわ。

そういうふうな避難場所の問題の見方、それから今度25日の日に、特に海岸地帯ですもんで、非常に私どもも自主防衛団のほうも必死になりまして、今度初めて、伊勢市で初めて要援護者の避難も兼ねた形の、社会福祉協議会と一緒に避難訓練をやるわけですよ。

けど、そのへんの自主防衛団とのですね、やっぱりあり方というのも非常に、或いは自主防衛団の考え方、或いは市としてどういうふうに自主防衛団と協力していくかというふうなことも非常にこれから、市全体に目を通すようになってくると、市役所の職員、或いは議員だけではなかなか通らないと思いますんで、どうしても自主防衛団の方が、昼間いない方もたくさんいらっしゃいますし、消防団といたってもうこのごろ、仕事へ行ってる方もたくさんいらっしゃいますんで、そのへんいらっしゃる方でどういうふうにやっていくかとかいうふうな、この自主防衛団との連携ちゅうのも非常に大切じゃないかというふうに思いました。

特に今回の津波で、私ども1億円ぐらいの漁師の方は被害を受けました。これに対しては市のほうで即、航路の確保ということで県のほうに要望していただきまして、本当にありがたかったんですけど、まだまだえらいとこですと、50メートルぐらい、20メートルから50メートルぐらいの砂が全部えぐられました。で、航路がほとんど今、詰まってるような状況なんです。

あんだけ離れた所でもそういうふうな影響があるということで、非常に危機感を持っています。伊勢の場合、美味し国ということで海もあり山もあり、畑もありいろんなことですので、1回ですね、委員会として伊勢管内のそういうふうな危険地帯の視察も1回してみても、現状把握もしたらいいんじゃないかなというふうなことをちょっと、この間から考えておりましたので、もし皆さんのご了解をいただければそういう危険地域、山、海、川、そういうふうなところをですね、1回伊勢市の現状を皆さんで、県外視察だけじゃなしに、やっぱり中をまず初心に戻って見てみるということも大事やないかと、そういうふうなちょっと提案したいと思います。

◎吉井詩子副委員長

野口委員が先に、はい。

○野口佳子委員

すみません。私も皆さん方と同じようなことなんですけども、市民の人たちから、私たちの所は海拔何メートルぐらいのところにあるんやろかという意見が、お聞きしたいと言われまして、私が聞かしていただきましたところ、宮川の堤防の所の駐車、車を停める所は8.8メートル。で、こちらのほうの町の中のところは5.何メートル、大体1メートルぐらい低いんです。

そんなんで、皆さんは本当に危機感を感じておりますので、私はその、今皆さんが言われた中で、ここらへんの所は海拔何メートルやというのを町、町にこう立て札とか、そういうのを出していただきますと、私たちもこんなことでやらないかなというので、皆さん方が警戒心も持つと思いますし、私も度々ラジオやテレビの中で聞いているんですけども、まずはもう、頼るところは市とかいろんなところでしてもらわなあかんところはしてもらわないけませんけど、まず個人、自分たちがもういつでも持って逃げられるという方法というのはあると思いますし、ペットボトル1本持っとったら一晩は過ごせる。

いろんなこの間から言うてみえますので、これがまだ今、市民の人たちのところに周知は徹底されていないと思いますので、是非そういうこともしていただきたいなと思うのと、それから２リットルのペットボトルのところにお水を入れて置いてみえる方は200本ぐらい用意がしてある。

トイレの所に置いたり、台所の所に置いたり、お風呂の所に置いたりとかして、それを使っていったというのを聞きました。結構そういう人たちもいるんです。そういうのをやっぱり皆さんに徹底できるようなところも、これは防災のところの1つやないかと思うんですけども。どうでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

ありがとうございます。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

工村委員、野口委員のご提案もごもっともだと思いますので、これはどうせですね、後のこれからのあれで、具体的なまとめとして中に入れてかないかんと違うんかいなと思います。

私はですね、ただ常任委員会の所管事務調査ということでまとめ上げてこうという、ある程度の枠を切ってかんと、そんなもん全部やるとですな、これはもう2年も3年もかかって行って、また違う防災計画やということになってくるんで、ひとつは防災計画の中にもありますように、いわゆる風水害と震災、その中で予防と応急対策、それから復旧とこの3つに大体分かれるんですね。

それでそのボランティアの受入れとかというのは、これは応急対策になるわけですから、何かが発生したというところで。

だから、私はこの委員会ではですね、全部すんのは全て、それは正しいと思いますけど、時間的なもの、いろんなものがありますから、やっぱり風水害と震災に分けた中で、この防災計画は分かれていますから、予防、災害予防対策に重点を置いて、議員間の論議をしていったらどうかと、そういうふうに思います。

それには、次回ぐらいからですね、もう1回そこらへんを重点的に当局から情報を共有するというので、いわゆる伊勢市の現状説明と、中村豊治議員がおっしゃってましたように、その何と言うんですか、防災計画の見直しちゅうのも出てきますから、中央防災会議、県防、市の防災計画ということになって、こういう時期、今年もおそらく防災会議が開かれると思いますけど、そこらへんどう臨むんか、そこらへんのところを次回からいっぺん、出していただいてですね、我々ももうちょっと勉強させていただいて、活発な討論をしていったらどうかというように私は思います。

こんなみなしとったら、とてもやないけど、なあ。予防やな、ほやで。災害予防に重点を置いて、震災、風水害、特に今回の場合は震災の津波対策とかいろいろなことが出てますから、想定外の想定をどうしていくかということ、この委員会ですて、想定外で済ましてしまうといけませんので、想定外の想定をこれからはしていかならんわ

けですね。そこらへんを皆で知恵を出し合って、論議していったらどうかなというふうに思いますので、そういうふうに提案をさせていただきたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

はい。ただいま、佐之井委員から提案がございました。

防災計画の中には予防と応急対策、また復旧とあります。地震編におきましては地震防災強化計画とあります。その中で今、佐之井委員は予防計画に絞ればという御意見がありました。

本日この場で予防に絞るということで、皆さんどうですか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、先ほど黒木委員から意見のあった原子力や、皆さんのこの計画の勉強であるとか、そういうことも含めまして、議論をしていく、次回からということでしょうか、本日は。

〔「原子力も含めるの」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

原子力を含めるかどうかについても次回、ご議論いただければよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○工村一三委員

当局にお聞きしてよろしい。国と県の防災のほうは、大体いつごろに、時期的なものあんまり聞いてませんか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

新聞等の情報ということでございます。

東海、東南海の、また南海地震、この3連動をする被害想定を政府の中央防災会議は今年度中に検討見直しというふうな記事が載っておりましたので、今はその程度しか分かりません。

それと、これも新聞記事でございますけど、野呂前知事の話で申し訳ございませんけど、その3月11日に震災があって、その後、直後やと思いますけど、新聞記者にお答えしとんのは、今の段階で想定を見直す、想定を見直すのは今の段階ではできないというふうに記事が載っておりました。

そういうことで、それ以上のことは今のところ我々では分かっておりません。

◎吉井詩子副委員長
中村委員。

○中村豊治委員

新しい知事は、想定外とは言わせない、そういうようなシステムを作っていくんだということで明言してますやん。

だから野呂さんはもう後の人やで。過去の人やで、だから新しい知事がそういうようにやっぱり明言しとるでさな、想定外とは言わせない、そういうシステムを作るんやと、いうことを言っておられますでさな、その情報を的確に掴んでいただいて、やっぱりやっていただきたいなと思いますので、これはね。

◎吉井詩子副委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

当局に聞かせていただいてよろしいですか。

今年もその、地域防災会議はやると思うんですわ。この雨季の前に。予定はないんですか。そこらへんはやるとしたら、どういうことを主眼に当局は置いて、防災会議を招集をかけるんかということだけ、分かったら教えてください。

◎吉井詩子副委員長
総務部参事。

●中村龍平総務部参事

雨季までに防災会議を、伊勢市防災会議を開くとは今のところ予定は立てておりません。

それで今、議員さんおっしゃられたように本来、その国のほうの想定が見直され、県が見直し、また市町も同時に見直す。こういうことがアクションが起す時期が一番、この会議を開くのが一番いいかなとは思っております。

ただ、それまで待っておられるかという、そうではございません。会議が開かなくても、十分、住民周知というところをやっていかなければ、この津波等の災害から、被害から免れることができませんので、そのあたりに重点を置かしていただいて、この防災対策を進めてまいりたいと思っております。

◎吉井詩子副委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

すまん。そうすると中央防災会議は来年ということになると、今年はまだ伊勢は開かんのですか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

今年度中には開かさしていただきたいとは考えております。

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

でないですな、先ほど通信計画が出てますね。地域防災。これとは整合せんですやろ。おたくさんの今度、デジタル化する。そこらへんはいろてかないかんのと違いますか。どうですか、そのへんは。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

本来、すぐに直して印刷をすべきとは考えておりますが、原稿等で我々は、製本するということではなくて、原稿等は考えさせていただいて、その原稿で防災、伊勢市の防災対策本部では動かさしていただくとは考えております。

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

いやいや、俺はこんなん、きちっとそれこそ刷ってくれとは言わへんのやけど、そこらへんを変えやんならんところはちょこちょこ出てきますもんで、どういうふうに対応してくんかなと思って。今はこれが正しい、正しいと言うとあれですけど、これできるわけですから、そこらへんで防災無線なんかも変わってくるわけですから、当然いろてかならなんというふうに思いますのでな、そこらへんも我々が議論するたたき台に是非したいところもありますんで、もしその原稿でできたら、やっぱり報告をしていただきたいというふうに思いますもんで、それでちょっと聞かせていただきました。

そやで委員長、その黒木委員が提案された原発の事故の、原発を入れるか入れやんかだけを、皆で決めてもらいまして、それで私がもし提案したのがよければですな、予防

を中心にもういっぺん、当局の現状説明をいただいた中で、論議をしていくという方向がどうかと思いますんで、そのへんはちょっとお諮りをいただいたらどうかと思います。

◎吉井詩子副委員長

今の佐之井委員の御発言に対しまして、何かございませんでしょうか。

○中川幸久委員

ちょっと関連性はないんですけども、ちょっと1件だけ。

◎吉井詩子副委員長

はい、中川委員。

○中川幸久委員

いわゆる被害想定をした時ですね、現行のハザードマップでは東日本との対応を含めるとですね、想定外の想定が含まれてないと思うんですよ。これをまず早急にすべきではないんでしょうかね。実態を把握する前にですね、いわゆる机上で分かる部分ちゅうのは大きくあると思うんですけども、このへんはどうでしょうかね。まず。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

津波ハザードマップのことをおっしゃられとるということやと理解いたします。津波ハザードマップは、浸水区域、こういうところが図面に示されており、そこに対する避難地が示されておるのがハザードマップでございます。

そのハザードマップを作る過程という手順でございますけど、ハザードマップ、我々の市のレベルではどれだけの浸水の深さがどの地域まで来るかということは、学術的見解等もございまして、示すことはできません。

そういうことは中央の防災会議のその地震調査会というところが示してきて、それを県のほうで地点を決めて、浸水の深さを決定して、そのデータを市にいただいて、避難所等を加味してマップを作ると、そういうものでございます。

そういうことでございますので、まずマップが先へ早急に作らないかんというのは、なかなかできない話でございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか。

○中川幸久委員

いえいえ、そうじゃなくして、それなりにですね、国に要望するなり何なりの手立てはあると思うし、早急な対策は先ほど、県の知事の話も出てましたし、当然これはいわゆる暖かいうちに手を打たなきゃですね、忘れてしまうというか、あれだと思っんで、このへんをですね、早急に、市の担当者もですね、含めて県、国へ要望すべきやないかなと思うんですけど。

◎吉井詩子副委員長

今の中川委員は、早急な要望をするためにこの協議の場をもっていこうという事でよろしいんでしょうか。

○中川幸久委員

だから、今のはできませんという、すぐにはできませんという返答ですから、すぐ要求をしなければいけません。そこの対応をどうするのか、市当局は。そのへんどうなんですか。

◎吉井詩子副委員長

市当局の対応について、お願いします。

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

まず最初のご質問のことについても、ちょっと関係させていただきます。

現在、この津波ハザードマップがございます。これについては改めて住民さんのほうへお届けを間もなくさせていただくことになります。それがまず行動させていただきました。

それと今、このハザードマップ、今想定されている範囲での、想定されている数字でのハザードマップで、想定外のことについては、それこそまだ全然ございません。そこで、住民周知をさせていただく1つの重点的なものは、大津波警報、津波警報が出ましたら、より高い所、より遠い所へ避難していただくということを周知を十分させていただかないかなと思っております。

それと、先ほどのご質問でございますけど、我々も県も、コンタクトをしょっちゅう取っております。これらの想定はいつできるのかなあというようなことは問い合わせはしております。

県のほうも前知事の私、お話はさせていただきましたけど、あれは手続きが、手続きというマップが作られる過程を私、言わせていただいたものでございまして、国のほうも県のほうも私も、十分早く、想定を出してそのマップを作っていきたいと思っております。

それに対しましては、これからも声を届けさせていただきたいと思っております。

◎吉井詩子副委員長

先ほど、予防に絞っていくということで異議なしという御意見をいただきましたので、そういうふうに進めて行きたいと思いますが、その際に、原発についてを入れるのか入れないのかということで今、討議することについて意見を求められたと思うんですが、それに関してはいかがでしょうか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私も固執までするつもりはないですけど、原発の問題でも予防的な観点から考えることはいっぱいあると思いますわ。

例えば名古屋なんかでもヨウ素剤の問題についての議論なんかもありますし、これからいろんな認識も深まってくる中で、その問題だけは議論しないっていうふうに手を縛る必要はないんじゃないかなっていうふうに思います。優先順位は別として。

最終的にはみなさんで合意して、共通のテーブルで、土俵で議論すべきやと思いますけど。

◎吉井詩子副委員長

他に、はい。

○工村一三委員

今、テーマを佐之井委員から提案していただきました。

テーマがまず決まったら、それから現状把握とか、或いはどういうものを入れてくとか、いう手順でいいと思いますし、原発だけ取り上げて私はまだ、他にも同じようなレベルのものもあると思いますので、どうしても今、黒木さんが言われましたように、固執せないかん問題とも思ってませんので、その中でこれから話し合っていけばいいと思いますんで、とりあえず今日はテーマを決めていただいたらそれでいいんじゃないかと思いますんで、原発の話はまた後でいいんじゃないかというふうな気がしますんで。

◎吉井詩子副委員長

よろしいでしょうか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

この際はさ、ちょっと原発はさ、それは予防もあるよ。浜岡止めよとかいろいろ出とるでさな。それは予防や。それもあるけど、今回はほんなとこまで、私ら原子力発電というたら原子力のことなんかあんた、放射能という名前しか知らへんでさな、何がどうか分からんので、ここで論議ようしやんと思うんで、やっぱり今回はこの風水害と震災、津波に限っての予防をどうしていくかということ、所管事務として基本的に調査をしていくということにしてもらえませんかいな。

○黒木騎代春委員

皆さんがそう言われるんなら。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

やっぱり原発も大事やと思うんですよ、これは。大事やと思うんですけども、我々の所管事務調査としてはですね、非常に幅が広がってしまうとですね、まとまるもんもまとまらんとと思うんですよ、これは。

したがって今、佐之井委員のほうからも提案されておられるようにですね、風水害、津波、これの予防と。これを1つのテーマとして、それじゃ細かく具体的にブレイクダウンするのは次にしてですね、まず頭をそこに置こやと。

で、細かいテーマについてはまた次、ブレイクダウンしてこやというようなことで、決めたらいかがでしょうかね。

◎吉井詩子副委員長

ただいま、中村委員がまとめを言ってくださったような感じがいたしますが、では、テーマを予防ということに絞りまして、風水害、地震に関しまして予防ということに絞って、その後、視察も含めました現状把握について、皆さんで協議をしていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、10分間休憩いたします。

〔「閉めへんのか」と呼ぶ者あり〕

〔「この項だけ閉めてもうて」と呼ぶ者あり〕

〔「そやの」と呼ぶ者あり〕

〔「そやなけりゃ次へ行けえへんでさ」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、様々御協議いただきましてありがとうございます。

それでは、「防災対策に関する事項」につきまして、御協議ありがとうございました。この継続調査事項に関しましては、ただいまお決めいただいたテーマに即しまして、次回より議論をしていただきたいと思います。

次回の委員会では、このテーマに沿いまして、委員の皆様方がそれぞれ、ご自由に御意見を述べる場にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時16分

【ふるさと未来づくりに関する事項について】

◎吉井詩子副委員長

よろしいでしょうか。

では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして「ふるさと未来づくり」に関する事項を議題といたします。

本件につきましては、すでにモデル地区において取り組みが進んでおり、現在は平成25年の全面施行を目指しているとのことですので、本日は当局から現状等について説明を願い、次回以降、進め方などの具体的な協議に入っていきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

ご異議もありませんので、それでは当局から説明を願います。

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

ふるさと未来づくりに関する事項において、現状と今後の予定等について説明させていただきます。

まず別紙、ふるさと未来づくりモデル事業の検証についての資料2-1、1ページ目を御覧ください。

「1. ふるさと未来づくりとは」、ということで、伊勢市の20年後の将来人口においても、大幅な人口減少が予測されていますが、現在、少子高齢化が進み、共働き世帯や核家族化の進行など世帯構造が変化する中で、これまでの地域のつながりが希薄化し、地域活動の核である自治会の加入率の低下や役員の高齢化、住民の無関心によって、これまで自治会が主に担っていた防災・防犯活動や公園の清掃など、地域活動の衰退が懸念されております。

このことから、新たな自治のしくみとして「地区みらい会議」を設立することによって、その地域課題を解決していただきたい、ということを書かせていただいております。

次に、2の「これまでの取り組み」ということで、担当課設置後の平成19年度以降の

取り組みを書かせていただいております。

また、2ページ下段には、この制度が、地区内で有効に機能するかどうかの検証を行う必要があることから、モデル地区を選定し、具体的な検証を行っており、地域の事情と特色を勘案し、中心市街地から厚生地区、市町村合併した地域から小俣地区、中山間地域から沼木地区を選定した、ということを書かせていただいております。

次に3ページから9ページなんですが、「3. モデル各地区の概要」を掲載させていただきました。厚生まちづくりの会は平成20年6月、小俣まちづくり協議会は平成21年9月、沼木まちづくり協議会は平成22年4月からそれぞれ活動を始めておりまして、その内容は、【まちの概要】、会の内容、組織図、活動内容等でございます。

次に9ページ下段から、「4. モデル地区での実施を踏まえた検証」ということで、(1)としまして、モデル設立までの経過として、設立までの期間、代議員・役員体制、地域リーダーの確保について書かせていただいております。

3つのモデル地区とも代議員の公募枠を設けており、広く地域住民の参加を求めています。応募者は厚生7名、小俣7名、沼木0名という状況で、実質的には枠に満たしておりません。さらに地域住民への呼びかけが必要であり、また、地域リーダーについても人材確保に苦慮していただいております。

11ページ下段以降は、(2)設立後の事務局体制・委員会活動についてでございます。

事務所については、厚生地区は一之木町会から一之木ふれあいセンターの一部を賃貸。小俣地区は公共施設である小俣福祉会館の一部を無償借用、沼木地区は事務局運営に適した公共施設がないために、民間の施設を賃借しております。公共施設の一部借用を前提とすべきと考えておりますが、現状では適当な施設が見当たらない地域が多いと思われます。

次に12ページの事務局長の選出でございます。パソコン操作や財務管理などができるという方の任用を考えますと、3つのモデル地区ともに事務局長の選出に苦慮されたと聞いております。

また、事務局体制でございますが、厚生は事務局長1名、事務員1名。小俣、沼木地区は事務局長1名で運営しておりまして、地区みらい会議の活動委員会の事業量に応じて、事務員の増減が考えられます。

13ページは事務局運営の手法ということで、3地区とも独自の出納簿を設けて、その中で財務管理を行っていただいております。

次に活動のPRでございますが、3地区ともPRは積極的に行っていただいております。PR等の配布に関しましては地区連絡員制度を活用していただいております。

また、13ページ下段には委員会活動への参加を促す方策についてでございますが、3つのモデル地区とも活動のPRは必要だと認識していただいております。先ほど言わせてもらいましたが広報紙やホームページで住民への周知を図っていただいております。さらに地域全体のイベント、まつりや運動会などを開催することで、広く委員会の活動への参加を促していただいております。

14ページではまちづくり計画策定の方策についてでございます。

まちづくり計画策定の手順や手法については、それぞれの地域の実情に応じた形で取

り組んでいただいております。その特色を計画づくりに生かしていくことが重要であります。3つのモデル地区ともそのノウハウがないために、計画策定のコーディネーターとして大学教授等を招いております。厚生地区まちづくりの会と小俣まちづくり協議会は県内の大学から、沼木まちづくり協議会は県外の大学から協力を得ています。

計画策定に要する期間についてなんですが、沼木まちづくり協議会は現在策定中、22年の8月から策定していただいております。厚生地区まちづくりの会は7ヶ月、平成18年9月から平成19年3月まで。小俣まちづくり協議会も7ヶ月、平成21年11月から22年5月までを要していただいております。

次に5の人的支援、地区担当職員の関わりでございます。資料2-3を御覧ください。

この制度の構築のためには、地域と市が情報を共有し、信頼関係を構築することが非常に重要でございます。このことから、地区担当制を導入し、「地区みらい会議」の設立及び具体的な活動に対しての助言、担当地域への行政情報の提供及び地区情報の収集等を行い、地域活動をサポートしております。

地区担当職員には、管理職員を各小学校区に、基本的に3名配置しております。任期は3年で、この23年4月から第2次の地区担当職員として配置させていただいております。

次に15ページ、6の課題及び課題解決に向けた取り組みでございます。別紙資料2-2のスケジュールがございますが、平成25年までに市内の全小学校区に「地区みらい会議」を立ち上げる予定でございますが、地域住民への理解浸透がなかなか進まない状況であるので、更なる啓発が必要となっております。

また、「ふるさと未来づくり」への担保としまして、自治基本条例の制定でございます。住民主体のまちづくりをすすめる上でも、市長が交代しても、市の姿勢が変わることのないように、モデル地区からも要望されており、「ふるさと未来づくり」の仕組みが将来にわたって担保される必要があることから、自治基本条例を制定し、制度的な担保を行う必要がございます。

また、まちづくりを進めていく上での行政の役割のひとつに、市民活動が活発に展開されるための環境づくりがあります。万一事故が起こった場合に市民を救済し、安心して地域活動が行えるように、その活動をフォローする制度としまして、「市民活動補償制度」を導入する必要がございます。これについては、今年度予算計上し現在手続きを進めているところでございます。

次に、活動の財源確保としまして、現在各課から自治会等の地域の各種団体に交付されている様々な補助金等を一括交付金化する必要がございます。地域への補助金等を整理統合し、一括交付金化することにより、交付金の用途が限定されず、また用途を地域で決定することができるため、交付金を有効に活用することができるようになります。そのため、地域への補助金等の整理が必要です。

次に地域と行政（市）の役割分担の確定ということで、補完性の原理に基づきまして、①地域（自治会・地区みらい会議等）がやっていただくこと、②協働でやること、③行政（市）がやること、の役割分担を明確にしなければなりません。

しかしながら、設立当初から大きな役割を地区みらい会議に位置付けることは不可能

であり、各地区みらい会議の特性を踏まえた協働のあり方の合意形成を図っていく中で、地区みらい会議からの提案や行政からの提案などを通じて、徐々に地区みらい会議の能力に応じた役割分担のルールを設定する必要があります。

次に地区担当職員（市職員）の意識統一でございます。「ふるさと未来づくり」は市民交流課だけでは進められません。市全体の協力が必要でありまして、地区担当職員、これは一般職員も含めてなんですが、理解浸透をさらに進める必要がございます。そのためには、定期的にグループウェアの掲示板に「ふるさと未来づくり」の制度内容、進捗状況等を掲載するなどして、市全体の意識を統一していかなければなりません。

また、地区内のリーダー・キーパーソンの発掘についてですが、これまでのモデル設立の経過からも、地域リーダーの存在は非常に重要であります。地域の中でキーパーソンを見つけていかなければなりません。

最後になりましたが、事務所の設置場所の確保でございます。現在、地域の中に「地区みらい会議」の事務所として適した公共施設が少ないのが現状でございます。特に旧伊勢市の本庁管内には、ほぼ施設が見当たらない状態であり、更なる利用可能な公共施設の発掘や民間施設の借用も含め、事務所確保が課題となります。

以上のとおりでございます。長い説明になりましたが、なにとぞよろしくお願いいたします。

◎吉井詩子副委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

すいません。このところで1ページ目なんですが、中段の「未来づくり資金を活用することになるから、従来の補助金制度とは異なり」というふうな部分ですが、未来づくり資金、いったいいくらあるんですか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

今ですね、先ほど言わせていただきました、例えば自治会のほうに振興助成金とか、元気なまちづくり交付金とか、防災の防犯灯の関係の補助金ですとか、いろいろな自治会さんに交付させていただくと補助金等がございます。

そちらのほうを今、検討させて、どれがそちらのみらい会議さんのほうにお任せできるのかっていうのを、課内のほうで検討しておりまして、それをまた調整して、経営戦略会議に諮っていきまして、また議会のほうにも報告させていただきたいと考えております。

今は特定なものを拾い上げておる最中でございます。

◎吉井詩子副委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
その総金額が出てくるのはいつごろでしょう。

◎吉井詩子副委員長
市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長
すみません、5月の10日が直近の経営戦略会議でございまして、それに第1回目にか
けさせていただきたいと考えております。

◎吉井詩子副委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
すいません、平成25年には全市でやるということですよ。
そしたらその原資はいくら、平成25年にはいくらの原資で地区みらい会議が全市に立
ち上がるんですか。

◎吉井詩子副委員長
市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長
全ての補助金を今、洗い出させていただいております、その金額に事務所経費と
か、先ほど言わせてもらった人件費等を足ささせていただくところですので、
今はちょっとまだ確定はしておりません。

◎吉井詩子副委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
分かりました。まだ今、洗い出しをしとるということで理解をさせていただきますが、
先ほどのご答弁の中で、その洗い出しをして、それプラス事務費が上乘せされるとい
うことですね。

ということは、自治会さんの仕事は自治会さんの仕事、で、地区みらい会議の仕事は

地区みらい会議の仕事っていうふうな形で、今現在、自治会さんが全部やってもらっている仕事を、地区みらい会議さんと自治会さん、両方でやっていただくという考えでよろしいですか。

◎吉井詩子副委員長
市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

今、ほとんど自治会さんにしていただいている仕事が多いと思います。ですもんで大きく、地区みらい会議ということで自治会を超えてもうひとつ大きくなりますと、もっとやりやすい、自治会に今お願いしとる補助金でも、地区みらい会議の中でやっていただくと、もひとつやりやすく、やっていただく方も経費の節減とか、一緒のことを何回も動かなくてもいいような仕事もあると思いますので、そちらのほうも検討して、地区みらい会議さんをお願いするものと、自治会さん単独でお願いするものがあるんじゃないかなということで今、当課のほうでは調整しとる最中でございます。

◎吉井詩子副委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

逆にですね、両方が重複してややこしくなるというふうな部分はないんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長
市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

そこらへんも自治会の方とか地区みらい会議さんの方にもご相談させていただきまして、これやったら自分とこのほうが楽やよ、やりやすいよっていうのがありましたら、そのまま自治会さんのほうをお願いするっていう業務もあると思います。

◎吉井詩子副委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

その中でですね、この人材確保が難しいというふうな状況の中で、今、モデル地域になっているとこなんかでも、結局は自治会さんと地区みらい会議の代表の方とか、そういった方がだぶっているっていうふうな感覚じゃないんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

今、地区、自治会の役員さんがそのまま地区みらい会議のメンバーさんになっているところもございます。

ですが地区みらい会議が全て自治会のメンバーさんではなくて、地区みらい会議の中には自治会に入っていない方も全てそこに住んでいる方が地区みらい会議のメンバーさんに、構成員さんになりますので、今は地区、自治会の方がずっとそのまま地区みらい会議の役員さんになってもらう方もみえるんですけども、ゆくゆくはちゃんとした。全部の小学校区の中で全住民さんがメンバーさんになっていただくっていうので、役員さんイコールそのままやっていただけっていうところもあるとは聞いております。

◎吉井詩子副委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

今この冒頭にもあるんですが、自治会の加入率の低下や役員の高齢化、住民の無関心っていうふうな部分なんですよ。それで地区みらい会議を立ち上げて、物事をするというふうな部分でございます。

結局そこで自治会の役員さんが同じ形でふるさと未来づくりの役員さんになられるとしましょう。多分そういった方が多くなるのかなど、私のほうでは思っただけでございますけども、結局そしたら、自治会に入らなくてもそこで町内で何かすること、物事ができると。ていうことは段々と自治会の加入率を今後下げていくような状況にはなりませんか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

自分の地元もそうなんですけども、やっぱり自治会に入っていないっていうのは少なくなってきたっていうのは聞いております。

ですが自治会は自治会で、もうひとつ小さいところで、地区みらい会議の中の小さなところでも補えるところがあるんじゃないかなっていうことで、自治会にも入りながら地区みらい会議も入っていないっていうことを、今はPRさせていただいておるんですが。

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか、浜口委員。

○浜口和久委員

ちょっとまだまだこれ、私たちも議論を深めていかないかん部分がたくさんあるうかと思しますので、またそれは議論の中で深めていきたいと思します。

それですわね、どこやったっけな、人材確保について、違いな。皆さんに周知がなかなかしづらいと、まだ浸透がしていないっていうふうな啓発の部分と、それともう1つ大元になると思う、ちょっと気になった16ページの地区担当職員の皆さん、市民の方々に周知がまだまだ理解、浸透していかないかんので、啓発をせないかんというふうな前にですわね、まだまだ職員の方にも温度差があるっていうふうに書いていただいているんですが、ここらへんの周知徹底ができるような目標っていうのは、いつごろになっておりますでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

すいません、現在75名の地区担当職員がおります。で、14名が今回の人事異動で新人となっております。

この14名も含めた、もう一度啓発を近いうちに会議を行わせていただきまして、もう一度周知徹底をしていきたいと考えております。以上でございます。

◎吉井詩子副委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

もう最後にします。一番最後のページの、頻度が大体、月2回程度、地区担当職員の業務内容としてですわね、地区内の各種団体と話し合いを継続しますということで、地域によって増減ありっていうことですが、月2回っていうと、その地域の各種団体全部集めてっていうと、かなり頻度が、逆に地域の方々にすると頻度が多いんかかっていうふうな形に思うんですけども、そういった中でこれ、ずっとこれから啓発活動っていうんですかね、それからこういうふうな形ですよっていうのを分かっていたくため、それから準備会設立までの間、ずっと月2回、これぐらいの頻度でやっていかれる自信はありますか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

結構その議員仰せの、うまくPRができてないっていうところには、2回とかってい

う形をお願いする時もあると思うんですが、やはりその地元の方の出席率が下がってくると、会議を開催したりとか、打合せをする意味もなくなりますので、そこらへんも地元の方と相談させていただきまして、2回っていうことではなくて、1回を充実するっていうことも考えてやっていきたいと思っております。

◎吉井詩子副委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

ありがとうございます。またこれは私たちも総務政策委員会の中でも課題となっておりますので、その中でいろいろと議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

このふるさと未来づくりについてはですね、平成20年の2月、3月にかけて前の市長が各地域に入られて、地域住民と大変この議論をしてきた経過があるわけですね。

で、私どももこの件については非常に注目をしてきて、議会のほうとしても、どうしてもこのふるさと未来づくりについては、早急にこれはやっぱりひとつの形として制度的にもやっていかないかなやないかというようなことで、いろいろ議論をしてきた経過があるわけです。

それで、特にですね、今回のこのフローシートですか、推進スケジュールを見てもですね、25年度には全部完成をしていくというようなことになっておるわけです。

この内容を見てもですね、今、モデル地区が3つでスタートしていただいて、いろんな活動をやっておるんですけども、どうもやっぱり計画通りには進まんだらうと、こういうように私どもは判断をさしていただいて、やっぱりふるさと未来づくりについては、当然我々議会としても取り組んだ経過もあるし、議会サイドとしてなっとかこれはできる仕事もあるんやないかと、こういう具合に判断をさしていただいて、ひとつのテーマとして挙げていただいたというような経過もあるわけです。

そこで実際にこの今ですね、こういろいろ課長のほうから説明があったんですけども、実際にこの3年間で、あと残っておられる20ぐらいですか、20ぐらいの小学校単位での内容が本当にひとつのものとしてスタートできるかどうかということになるとですね、非常に私どもこれ、心配しておることも事実です。

だからこの点、今その問題点がどうなんやと、何が問題点なんやということをですね、やっぱりきちんと整理していかな、それでやっぱり私ども、ここへ首を突っ込んだ以上、議員としての役割ということについても、地域に入ってやってかなならん部分ちゅうや

つもこれはあると思うんです、これは。

だからそういうような整理をしながら、ひとつのその我々これからフリーに議論してかんならん場面ちゅうやつがもうすぐそこにあると思うんですけれども、どうなんでしょね、正直申し上げて。今、問題点が何なんやと。実際に私ども議員に対してですね、テーマをこう選んだ以上、議員としてもこれ真剣にやってかないかんのですけれども、こういう部分についてはやっぱり議員さんと一緒にやりたいと言う部分があると思うんですけれども、その点どうでしょうね。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

議員仰せのとおり、今現在っていうのは今の自治会組織でもいいんじゃないかっていう声を聞いております。

先ほども言わせてもらったように、今の自治会では高齢になってきておるとか、出てみえる方が少ないとかっていうことも聞いておりますので、それでうちがPRが足りないかなっていうところもありまして、それで地元の方の議員さんとも一緒に、こういう形で一緒にPRをしていただければなと考えておる次第でございます。

今は、自治会さんでいいんじゃないかっていう声は聞かさせていただいております。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

そうなると一向に前に進まんわけですよ。だから本当にやっぱりやる気を持って、3年間で仕上げるんやということになればですね、今の自治会でええんやというようなことも分かるんですけれども、やっぱりこういうメリットがありますよと。先ほど浜口委員からも出ておるようによね、こういう特典があるんだと。だからやっぱりこうやって未来づくりをやっていかないかのやというような部分があるよ、やっぱりその地域でまだまだ全然理解されていないと思うんですよ。私どももまだ理解しておりませんしね、これは。

だから非常に中途半端な形でスタートをしてもいかんしさ、これは。だからこの議員が全部理解をして、本当にやるんやということで、テーマとして選んだ以上ですね、そういうような位置付けをしながら、きちんとスタートしたいわけなんですわ。

だからそういう点、もう1回やっぱりこのふるさと未来づくり、まあいろいろ資料はあるんですけれども、きちっと整理をしながらやっていかなですね、これはものにならんですよ、正直言うて。3年間で。部長どうですか。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

本当にいろいろご心配をおかけしておりまして、大変申し訳ないというふうに思っております。

それと、それだけ皆さんのご期待も大きいのかなというふうに考えております。

地区みらい会議につきましては、小学校区単位を原則にですね、新たな自治組織として役割を担っていただくというところでございます。

それである程度、地域で処理できるようなものについてはですね、地域のほうで処理をしていただきたいということで、そういう活動ですね。例えば暮らしの安心・安全といった部分、例えば交通安全とかそういった部分。それと一部取り組んでもらったりしますが、安全の防災マップなんかも作ってもらってるところもあります。

それはもう少し、自治会というよりはもう少し大きな学区単位で作ったほうがいいんじゃないか、二見のように作ってもらったところもありますけれど、そういった部分は広げていきたいなというようなところもございます。

それと、先ほどちょっと課長が申し上げましたけれど、地域へ入って行って、今ひとつこう盛り上がらないのは、やっぱり未来づくり資金ですね、先ほど浜口委員からも、いくらなんやっていう話、今どこをどう持っていくかという部分で、こちらの市民交流課のほうで、どれを持っていくかっていう部分でお金の総額みたいなのが決まってくるかなというふうに思っております。それも今、地域にお示しができないというところで、当該地区担当職員もですね、地元へお話を持っていく時にですね、そういった部分をなかなか、まあ言うたら地域を説得しに行こうにもですね、何も持ってく材料というか、そういったものがないという状況で、なかなか進まないのかなというふうに思っております。

そのためにも職員の意識の統一という部分とか、それとあと、どういったお金が、或いは事業がといった部分を今、精査しながらですね、できるだけ早い時期にですね、そういったものをお示しして、今年度できるだけ早い時期にひとつでもモデル地区以外のところがみらい会議を立ち上げていただくというようなところに持っていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

是非そういう意気込みでやっていただきたいと思うんですわ。

それともう1点はね、今課長のほうから説明があったように、自治基本条例の制定をひとつの前提条件に挙げておるわけですわね、これね。つまり、制度的にその人を担保するんやと。やっぱりきちっと自治基本条例の中で担保してくんやということはよう分

かるんですけどもね、だからそういうことを望んだら、当然役員さんもそういうぐあいに、おらの位置付けがきちっとしてへんやねえかと、こういう部分があるわけですね。

だからそういう面ではやっぱり、ここの部分をきちっと整理してあげやなですね、やっても何にも位置付けがされてへんとですね、やりがいもないし。だから条例できちっとそういうものについては担保してあげやないかんとお思いますので、この点もね、やっぱり早いこと自治基本条例の制定について、やってかないかんとお思うんです、これは。その点総務部長、どうやる。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

すいません、今日も朝、自治会のほうの総連合自治会の関係の常任委員会がありました、そこらへんの担保といった部分でお話がありました。

それでこの23年度予算の中では、自治基本条例の制定というような部分も予算化、策定に向けて予算化もされておるというところで、できたらそうやってこのやっていきたいと。歩調を合わせてやっていきたいというふうに考えております。

それでそこらへんの日程がうまく合うかどうかというのは少し、こちらのほうは行政経営課のほうで今、やってもらっておりますので、できたらそうやって一緒になってやっていきたいと。歩調を合わせていきたいなというふうに考えております。

○中村豊治委員

委員長、まあ非常に大切なことですのでね、これは一緒にやっていきたいとお思いますのでね、以上です。

◎吉井詩子副委員長

はい。他にございませんか。

はい、浜口委員。

○浜口和久委員

ちょっとよろしいですか。先ほど部長のほうから、自治基本条例策定の予算を認めていただいたっていうふうな形でご答弁があったんですが、野崎議員が自治基本条例について、一般質問されたと思う、議案質疑かな、されたと思うんです。

◎吉井詩子副委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

ご指摘のとおりでございます。本会議のほうでですね、こちら当局のほうで答弁さし

ていただきましたのは、議会の基本条例もございます。そちらのほうとも歩調を合わせながらですね、検討を進めていきたいということでご答弁をさせていただいております。

その基本的な姿勢は変わっておりませんので、ちょっと答弁させていただきました。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

すいません、先ほどのちょっと答弁、修正をさしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎吉井詩子副委員長

他に、はい、工村委員。

○工村一三委員

先ほどちょっと自治基本条例のお話が出ましたもので。

確認だけしておきたいんですけど、この資料の2-2のところにですね、平成25年に条例施行ということで、これが24年に条例を制定し25年に条例施行と書いてあるんですけど、これは自治基本条例という解釈でよろしいのでしょうか。推進スケジュールのところですけど。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

すみません、ちょっと書き方が混乱する書き方で申し訳ございません。

この条例施行というのは、こちらの未来づくりの関係の条例関係でございます。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございました。そうしますと、これまでにもう自治基本条例は完成しといて、その自治基本条例の中の一部として、また別にこの未来づくりの条例を制定されるという考え方で受け取ってよろしいんかいな。全く別のものとしてやられるわけですか。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

すみません、再三申し訳ないです。

こちらのほうにつきましては、このみらい会議のほうの条例というかっこうで今、そういった担保といった部分で今、考えておるということでご理解賜りたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

そうしますと自治基本条例との関連はどのようになるのでしょうか。全く別という考え方なのか、その中の一部という考え方なのか。

◎吉井詩子副委員長

総務部長。

●藤本 亨総務部長

御承知のようですね、自治基本条例はまちのあるべき姿、この理念を謳う条例でございます。自治の憲法と言われております。

で、大きなその考え方、それを自治基本条例に盛り込みまして、具体的なまちづくりのことにつきましては、別の条例を制定していくというような関係になっておりますので、よろしく願います。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

それでもう1点、先ほど職員の方の意識徹底が非常になされてないんじゃないかという話が出ましたが、実際、これは下のほうへなかなか各地区のほうへ本当に降りてきていない要因の1つに、まあもちろんそれもあるんじゃないかという気がしております。

早急に、要望になりますんですけど、この職員の方にやっぱり真剣に取り組んでいただけのような知恵をですね、ひとつ入れていただきたいなということと、それと先ほどちょっと気になったんですけど、人事異動でまた替わられたという話がありました。できたらこれ、人事異動の時に替えずにですね、ある程度時期をしばって、半永久的にやっていただきたいな、担当していただきたいなという気持ちがありますので、その点。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

先ほど、人事異動と言わさしていただきましたが、中には定年等の退職といった部分もございました。それと、もう1つはその後任といったことで、昇格された方を入れたり、そういった部分で基本的には替わっておりませんので、よろしく願いいたします。

◎吉井詩子副委員長

よろしいでしょうか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

お答えの中で若干あるんですが、地域住民への理解の浸透がなかなか進まないっていうことなんですけど、1つはそのお金の面とか、或いは自治会があるからとかいうふうに言われましたけど、その他で出てる意見っていうんですか、考えていうんですか、職員の方も現場の人らと接しとってですね、掴まれている声っていうのはありませんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

先ほど課長も申しあげましたけれど、そういったキーパーソンといった部分があります。町のほうへ出かけますと、自治会の会長さんっていうのは結構、1年交代というのが多くて、なかなかそういったこう、何と言うんですか、引き継いでいくっていうようなところがなかなかないのかなというふうに思います。

そういった部分でこう、地区によってはモデル事業の中ではもうそうやって1年で交替してくんじゃなくて、2年、3年と続けてもらおうような町の方もみえますので、そういった部分こう、キーパーソンをそうやって残していくとか、育てていくとか、育てていただくと、そういった部分も大切なのかなというふうに思っております。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ちょっともう1つ。ゆくゆくは補完性の原理に基づいて、役割分担の明確化をしていくということで、段々ところ荷を担っていただくというような方向を目指しとるっていうことなんですけれども、これの仕分けっていうんですか、明確化する際に、この分野についてはこの時点で移していくというのは、どこが判断されるんですか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

すいません、あの先ほども少しだけ言わせていただいたんですが、やっていただきたい、向こうもやってもいいよっていう事業もあると思います。そこらへんが設立当初から金でってというのは多分無理な話であって、先ほど言わせてもらった、リーダーさんとか慣れてない方もみえますので、そこらへんは徐々に相談しながらやっていきたいなっていうことは考えておるんです。しょっぱなからやってしまうと、ちょっと潰れてしまうっていうのが、せっかく立ち上げていただいたのになんていうのもありますので、はい。そこらへんを。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それは分かるんですけども、軌道に乗り出した時点で、段々ところ荷を分かち合ってもらおうという流れやと思うんですわ。で、どの時点でこの分野についての仕事については、降ろしてもいいっていうふうに判断するんでしょうか、ということなんです。どこが判断するんでしょうかっていうことなんです。それもやっぱり、未来づくりの組織の方とそれぞれ個々に同意をしながらということでもいいんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

まずは地元の方、みらい会議の方が一番大事なんですけども、やっぱりその他のみらい会議の地区の方と全然やってもらうっていうか、お願いすることが温度差があるといけませんもんで、全部の調整っていうか、そういう形でお話をさせていただかないかなんかと思っております。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そういたしますとやっぱり、その1つの仕事については全体がある程度レベルが揃うってことがなってから初めて、ということであって、この地域にはこの仕事を担ってもらわなければならないけれども、この地域についてはまだ、整ってないからまだそこまではいかないよという、そのケースバイケースによって、時期によって違うという、そういうふうな見方でいいんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

はい。やはりその温度差はございますんですが、ある程度の、ここはやってないっていうことがあるといけませんもんで、そこらへんは例えばやってももらえないっていうところには、お願いしてやっていただくような方向で、なるべく同じお金が交付させていただいておるのに、そこだけ市がっていう形になってくるとやっぱり将来的にはよくないので、そこらへんは徐々に進めていきたいと考えております。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。ちょっと不明な点もあると思いますが、はい分かりました。

それではもう1つ。この25年目指してやっていくちゅうことなんですけども、これはここの分野だけではありませんけれども、小中学校のすな、適正配置の問題もですね、同時に進んでるわけですわ。

で、この組織は小学校区単位でやっていくということで、ずっと25年目指して一斉にできるようにするわけなんですけども、片方ではその小学校区単位がどうなるか分からないということが同時並行でこの同じ伊勢市の中で進んでるわけなんですけど、そのへんの調整というか話し合いってというのはどんなふうにされとるのかっていう点をちょっと教えてほしいんですが。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

どちらが先、どちらが後っていう話にはなりませんけれど、ひとまず1つの地域、PTAとかそういった部分であるかと思しますので、今のところこちらのほうについては、小学校区単位でというところで進めさせていただきたいと思えます。

ただ、小中学校の適正配置等につきましては、まだようやく提言書ができたばかりですので、市の方向性もまだ決まっておられません。そういった部分もありますので、こちらはひとまず今の、旧の今の現状の小学校区単位でさせていただきたい。

中には中学校区で集まっていきたいという地域もございますので、小中学校、そうやって小俣なんかについては明野と小俣というような格好で、1つの中学校区単位でまとまってみえるところもございしますので、それにつきましては、それぞれの地域のお考え等を尊重させていただきたいなというふうに思います。

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか。

はい、野口委員。

○野口佳子委員

先ほど部長さんのほうからお話がありましたように、地区で本当に区長さん方がみな、毎年替わっていくというところがありまして、私たちのところもそうなんですけども、環境保全のところは5年間はやられた方がそのまま持っていくというので、やっているんです。

私、今回このみらい会議も始めていただきましたら、市からも来ていただいているいろいろ説明もしていただく中で、毎年替わることのないように、それをされた方がずっとそのままでも引き続いていかんと、なかなか前へ進めやんと思うんですけど、どんなんでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

議員仰せのとおりでございます。みらい会議のほうの今のモデル地区のほうは、事務局長さんとか、上に立ってもらった方っていうのは、そのまま続けていただいておりますので、自治会さんはやっぱり投票とか、順番でっていうのはあるかも分かりませんが、地区みらい会議さんのほうは発足まではいろいろな形でお願い、そのままおっていただきたいというようなお願いはさしていただいております。

◎吉井詩子副委員長

野口委員。

○野口佳子委員

そうしましたら、これからですけども、あと21小学校区、この25年までに立ち上げていただく中で、本当に区長さんによってはなかなかそこらへんのところで大変やというところもあるんですけども、せっきやく市のほうから4名の方が来ていただきますので、それは皆さん寄せて、しっかり言うていただきましたり、私たちもその中に入らしていただきましたら、いろいろとふるさとの中でやっていかないかん事ですので、がんばっていきたいと思うんですけども、それはどうでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

今、市の意向としましても、23、24で地域の体制を整えたいというふうに考えております。

それで地区によっては例えば、佐八とか明倫とかいった部分で、御園なんかもあるかと思うんですけど、そういういくつかの地区で入り口のところに立って、もう少し中へ入ってみるところもありますけれど、そういった準備の流れっていうのも出来上がりつつあります。

それでこれらのモデル地区以外のところにつきましても、そうやって地区の住民さんのご理解も是非いただきたいと思えますし、そういった地域の関係の議員さんにつきましても、お力添えを是非ともお願いしたいと思えますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○野口佳子委員

分かりました。はい、ありがとうございます。

◎吉井詩子副委員長

はい。他に、はい、中村委員。

○中村豊治委員

財源の確保はもうこれ、早いこときちっと整理してかなさ、何も動けやんわけですよこれ、正直申し上げて。

だからこの担当の職員も協議に入りたいけどやな、はっきりしてへんもんでモノを申せえへんのやという感じですよんか。これももう少し馬力かけてやっぱり財源の確保をきちっと整理をしてくと。ひとつ決意表明してくださいよ。

◎吉井詩子副委員長

環境生活部長。

●白木信行環境生活部長

先ほど少し課長も触れましたけれど、今どの補助金等のメニューがいいのかどうかといった部分、この市民交流課、或いは環境生活部だけで決めるわけでもいけませんし、全庁的な補助金というのもあるかと思えます。

そこらへんの部分、地区みらい会議のほうへお願いできる部分、或いはできない部分、いろいろそこらへんはあるかと思えますので、それをできるだけ早いつことで、経営戦略会議等も直近のところでも5月に入ったら予定されておりますので、そこらへんでちょっと御協議をさしていただいて、まとまり次第、またこちらのほうにご相談申し上げたいなというふうに思っています。以上です。

◎吉井詩子副委員長

はい。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、本件につきましては、次回の委員会において、進め方などの具体的な協議に入っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時18分

◎吉井詩子副委員長

よろしいでしょうか。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【委員長の辞任について】

◎吉井詩子副委員長

次に、委員長の辞任についてを議題といたします。去る4月20日、長岡委員長から委員長辞任の申し出がありましたので、伊勢市議会委員会条例第12条の規定に基づき、これを許可したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長の選出について】

◎吉井詩子副委員長

これにより委員長が不在となりましたので、ただいまから委員長の選出を行いたいと思っております。委員長の選出につきましては、伊勢市議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

選出の方法について、いかがいたしましょうか。

〔「副委員長指名」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

副委員長指名のお声がございますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。委員長として佐之井委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました佐之井委員を委員長の当選者と決定いたしまして、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

ご異議なしと認めます。

よって、佐之井委員が委員長に当選されました。ご挨拶をどうぞ。

○佐之井久紀委員長

このたび、総務政策委員会委員長に当選ということで、ご選任をいただきました佐之井でございます。

微力でございますけど、長岡前委員長の後をリリーフいたしまして、一生懸命務めていきたい、こういうふうに考えておりますので、ひとつよろしくご指導のほどをお願いいたします。よろしくお願いいたします

それでは、本日御協議願います案件は全て終了いたしました。これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

閉会 午後3時21分

上記署名する

平成23年 月 日

委員長

副委員長

委員

委員

4月28日説明員（12人）

○総務部長

総務部参事

総務課長

○情報戦略局長

広報広聴課長

○環境生活部長

市民交流課長

○二見総合支所長

○小俣総合支所長

○御園総合支所長

○消防次長

消防課長